



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国際労働力移動の歴史的位相:サウジアラビア・マレーシア・シンガポールで就労するインドネシア人
Author(s)	宮本, 謙介
Citation	経済學研究, 50(2), 67-86
Issue Date	2000-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32194
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(2)_P67-86.pdf



国際労働力移動の歴史的位相

——サウジアラビア・マレーシア・シンガポールで就労するインドネシア人——

宮 本 謙 介

はじめに

筆者は、現代インドネシアの開発工業化に伴う労働市場の構造と変動を研究課題のひとつとして、カテゴリーの異なる企業・職種の労働市場について調査研究を積み重ねてきた。ジャカルタ首都圏（ジャボタベック）の大手外資系企業や中小零細企業の労働市場、バンドン・スラバヤなどの地方都市圏の労働市場、「成長の三角地帯」の一翼を担うパタム島工業団地の労働市場、若年女性が参入する労働集約型産業の労働市場、都市インフォーマル部門の雑業的労働市場などの事例分析である〔宮本：1989, 1997a, 1997b, 1999a, 1999b, 2000〕。これらの調査研究を通して、同国における都市労働市場の重層性、各市場内部の労働力の位階性・分節性や性別分業、各労働市場の給源階層の変動、首都圏と地方工業地帯に見られる労働市場の地域性など、同国の労働市場の全体像を明らかにするための手がかりを得てきた。しかし、これまでの分析は主に国内労働市場を対象としており、近年とくに顕著となりつつある国際労働力移動と国際労働市場の検討は不十分であった。そこで本稿では、インドネシア人の海外就労と国際労働市場への参入のあり方を課題とし、同国の階層化した労働市場と労働力編成を国際的な視野の中に位置づけておきたい。

ところで、一般には国際労働力移動を引き起こす要因として、賃金格差（あるいは所得格差）の存在や労働力の多寡（過剰国から不足国へ）がしばしば指摘されている。賃金格差や労働力

の過不足は人の移動を動機づける要因であることは言うまでもないが、しかしそれらの要因が存在するからと言って労働力移動が無制限に起こるものでは決してない。実際に労働力移動を可能にする様々な条件が満たされて、人ははじめて移動という行動を起こす。国境を越えて人が移動するときは、国内の移動以上に、様々な制約要因を克服しなければならない。あるいは、その制約に則して可能な範囲で移動すると言ふべきかもしれない。それ故、国際的な労働力移動を誘発する両国関係（両地域関係）の歴史的コンテクスト、送り出し国と受け入れ国の雇用政策と雇用慣行、移動ルートに関する社会的ネットワークの形成など、国際労働力移動を可能にする諸要因を多面的・構造的に検討する必要がある。

小論では、大規模な国際労働力移動を引き起こす諸要因のうち、特に歴史的に形成された労働力移動の社会慣行に注目してみる。それは、法的な手続きに基づく海外就労の背後にある、いわば非公式の国際的な移動慣行であり、国際関係の中で当該国（あるいは当該地域）が置かれた歴史的・社会的なコンテクストによってはじめて理解できるものである。

以下では、インドネシア人労働者の中東およびマレー半島での就労を分析対象とするが、これは途上国間の国際労働力移動である点に留意したい。すなわち、これまで国際労働力移動に関する研究では、発展途上国から先進国への労働力移動が主要な関心であり、先進国の最上位の労働市場を頂点とする国際労働市場のヒエラ

ルキー構造の下で、途上国の労働力が先進国の比較的下層の労働市場（低賃金・不熟練・単純労働の市場）に参入していくと考えられてきた。このような理解は一般論として誤りではないが、国際労働市場の重層性を仔細にみると、実は途上国間の階層構造も重要であり、労働力移動の動態は単に南北間だけではなく多元的に展開しているものと考えられる〔コーヘン：1989〕〔サッセン：1992〕。小論は、途上国間の国際労働力移動に注目することで、その多元的労働移動の一端の解明をも意図している。

I アジアの国際労働力移動とインドネシア人労働者

1 アジア域内の労働力移動

アジア人の国際移動は歴史とともに古い。アジアの他地域から東南アジアに流入してきた人の移動に限っても、2000年以上の歴史をもつと言われる中国人（華僑）商人のジャンク船貿易と進出先における幫の組織化、中世の日本人による日本人町の形成、アラブ・西アジア商人の交易＝イスラム教の伝播と定住化、近代植民地期のインド人（タミール人）や中国人（広東人・福建人）の債務契約移民の流入など、また東南

アジア域内の移動では、流民ミナンカバウ人のマレー半島への大量移住、海洋民族ブギス人の国際交易、バウエアン島ボヤン人のシンガポール移住、日本占領期のロウムシャの強制労働など枚挙にいとまがなく、いずれの人の移動も東南アジアの社会・経済に多大な影響を与えてきた。

歴史的に形成されてきた人々の移動の主要なルートとそこでの移動慣行は、現代まで脈々と受け継がれていると言ってよい。移動する人の多寡はそれぞれの時代の条件によっても異なり、また新たな移動ルートの開拓によって移動慣行も徐々に変化するものであるが、全体としてみれば現代の国際労働力移動が歴史的制約から免れられず、移動の社会慣行に強く規定されていることも事実である。この労働力移動の社会慣行については後述するとして、以下ではまず、1970年代半ばから活発化するアジア域内の国際労働力移動について鳥瞰し、その中でインドネシア人労働者の海外就労の推移をデータで確認しておく。

1980年代初頭、アジア人の海外出稼ぎの80％は中東が吸収しており、1970年代の資源ナショナリズムの高揚は労働力移動の流路にも大きな影響を与える契機であった。南アジアおよび東・

表1 アジア主要8か国の海外就労者の推移（1976～1981年、合法的就労のみ）（単位：1000人）

	就労目的の出国者数						中東での推定就労者数 (ストック、1981年)
	1976年	1977年	1978年	1978年	1980年	1981年	
南アジア							
バングラディシュ	6.1	15.7	22.8	24.5	30.6	55.8	175.5
インド	4.2	22.9	69.0	171.8	236.2	272.0	250.0
パキスタン	41.7	140.9	131.7	128.7	128.4	168.4	775.0
スリランカ	5.6	8.1	9.4	25.8	28.6	57.3	50.0
東・東南アジア							
インドネシア	1.9	2.6	8.2	10.4	8.0	12.7	20.0
韓 国	37.9	69.6	102.0	121.0	146.4	175.1	182.4
フィリピン	47.7	70.4	90.4	144.9	226.8	266.2	342.3
タ イ	1.3	3.9	14.5	9.1	20.9	24.7	159.0
合 計	146.4	334.1	448.0	636.2	825.9	1,032.2	1,954.2

（出典）Abella [1984] より作成。

東南アジアから中東への出稼ぎは、1973年と1979年の2度のオイル危機に見舞われた非産油国からの流出が中心である。アジアからの中東出稼ぎは、石油価格の高騰後に急増し、公的に確認されているだけでもアジア全域から1975年の36万人が1980年に200万人、1983年には360万人に急増した。中東産油国の国別では、サウジアラビアがその半数を吸収、続いてアラブ首長国連邦、オマーン、クウェートの順で受け入れている。中東全体の外国人労働者は、1983年時点で約700万人に達しており、南・東南アジアがおよそ半数近くを占める〔Cremer:1988〕（他はアラブ非産油諸国からの流入が中心）。これを中東産油国の労働力に占める外国人比率で見ると、アラブ首長国連邦（85%）、カタール（81%）クウェート（70%）がとりわけ高く、サウジアラビアが43%で中東産油国の平均では53%ほどになる（いずれも1975年）〔サッセン：1992〕。

表1は、国外に出稼ぎ労働者を送り出しているアジア主要8か国の1976年～1981年の合法的就労者のデータである。この間に8か国の海外就労者は合法的就労者のみで7倍、14万6400人から100万人規模に拡大している。労働者数では南アジアのパキスタンがやや先行し、1980年代初頭にかけてインド、韓国、フィリピンが

キャッチアップしていることになるが、同表はあくまで合法的就労のみの集計であり、事態の一端を反映しているに過ぎない。非合法就労の規模は推定すら困難であるが、それは各国の海外就労に関する政策や制度、あるいは歴史的な労働慣行の相違にも帰因する。小論では各国の実状にまでは立ち入らないが（板垣〔1990〕、森田〔1987〕〔1994〕など参照）、例えば海外就労者のうち、政府公認の斡旋業者が仲介している比率は、タイの95%に対してバングラディッシュは28%というようにバラツキが大きい〔Abella:1984〕。主要8か国の中東でのストックの就労者は、送り出し国の公的データの集計では195万人となり（1981年）、南アジアから125万人（パキスタン78万人、インド25万人、バングラディッシュ18万人）、東南アジア・東アジアで70万人（フィリピン34万人、韓国18万人、タイ16万人など）、インドネシアはこの時点で2万人に過ぎない。ただし、これも公的データのみの数値である。

この時期の中東出稼ぎの一般的特徴は、若年男性および既婚男性の出稼ぎが中心で、就労者は出身国の平均的労働力より高学歴（中等・高等教育修了者）であり、就労先は一定の熟練を要する建設業・商業関連の職種、残余は不熟練の家事サービス、プランテーション労働、飲食

表2 サウジアラビアの産業別労働者構成（1975年）

	労働者総数	自国人労働者比率(%)	外国人労働者比率(%)	各産業の労働者総数に占める外国人比率(%)
農業・漁業	585,600	51.7	7.1	9.4
鉱業・石油	27,000	1.5	1.5	43.0
製造業	115,900	2.1	12.2	81.4
電気・ガス・水道	20,350	0.7	1.7	64.6
建設業	239,300	3.5	26.3	85.0
卸売・小売業	192,100	5.9	17.0	68.5
輸送・倉庫・通信	103,850	7.1	4.0	29.8
金融・保険	12,100	0.5	0.9	57.4
地域・個人サービス	503,700	27.0	29.3	45.0
合 計	1,799,900	100.0	100.0	43.0

（出典）サッセン〔1992〕より作成。

表3 インドネシア人の海外就労 (1979年～1993年、合法的渡航の集計)

年 度	海外就労者	男女比 (%)	
		男性	女性
1992/93	79,000	35	65
1991/92	149,777	32	68
1990/91	86,264	42	58
1989/90	84,074	26	73
1988/89	61,419	22	78
1987/88	61,092	26	74
1986/87	68,360	38	62
1985/86	54,297	31	69
1984/85	46,014	44	56
1983/84	29,291	59	41
1982/83	21,152	n.a.	n.a.
1981/82	17,904	n.a.	n.a.
1980/81	16,186	n.a.	n.a.
1979/80	10,378	n.a.	n.a.
1977	3,675	n.a.	n.a.

(出典) Hugo [1993] より作成。

の産業構造はその自然条件と開発戦略によって国ごとに大きく異なり、サウジアラビアが典型とは言えないが、外国人労働者が建設業・サービス業に多いことはほぼ共通している)。中東出稼ぎによる出身国への送金額は、アジアの8か国合計で1968年2億ドル、1978年39億ドル、1980年までに73億ドルに増加しており、1970年代末～1980年代初頭の不況期、非産油途上国は出稼ぎ送金に大きく依存していた。パキスタンでは1978～1982年に貿易赤字の62～76%を出稼ぎ送金が補填しており、その他、インドでもこれが49.4% (1980年)、バングラディシュ22% (1982年)、タイでも20% (1980年) という数値が得られる [Abella : 1984]。

アジア人の中東出稼ぎのピークは1982～1983年であり、その後は減少傾向に転じている。1980年代後半に入ると、石油価格の低迷とともに中東の建設ブームも終息した。中東の建設労働は、その60～70%をアジア人労働者が担って

表4 海外就労者の渡航先分布 (1969年～1993年、合法的渡航のみ)

	Repelita I 1969/74	Repelita II 1974/79	Repelita III 1979/84	Repelita IV 1984/89	Repelita V 1989/94	合 計	構成比(%)
サウジアラビア	—	3,817	55,976	223,573	268,858	552,224	62.9
その他の中東	—	1,235	5,349	3,428	5,145	15,157	1.7
マレーシア	12	536	11,441	37,785	122,941	172,715	19.7
シンガポール	8	2,432	5,007	10,537	34,496	52,480	6.0
ブルネイ	—	—	—	920	7,794	8,714	1.0
香 港	144	1,297	1,761	1,735	3,575	8,512	1.0
日 本	292	451	920	395	2,435	4,493	0.5
韓 国	—	—	—	—	1,693	1,693	0.2
台 湾	37	—	—	178	2,025	2,240	0.3
オランダ	3,332	6,637	10,104	4,375	4,336	28,784	3.3
アメリカ	146	176	2,981	6,897	9,842	20,042	2.3
その他	1,653	461	2,871	2,439	2,832	10,256	1.2
合 計	5,624	17,042	96,410	292,262	465,972	877,310	100

(出典) 表3に同じ。

店店員、運転手、清掃員などであった。表2にサウジアラビアの産業別就業者構成を示しているが、外国人労働者はやはり建設業とサービス業に高い比率を占めている (なお、中東産油国

いたが、やがて中東の出稼ぎ労働市場は、産油国の急速な経済開発と都市化に伴って、建設からインフラ維持の半熟練・熟練労働ヘシフトしていった (ビル・道路・空港などの維持管理)。

表5 海外就労者の職種別分布（1984年～1993年、合法的渡航のみ）

	Repelita IV		Repelita V	
	就労者数	構成比 (%)	就労者数	構成比 (%)
家事サービス	205,079	70.2	268,328	57.6
ボランティア	34,398	11.8	119,482	25.6
運 輸	41,438	14.2	66,108	14.2
建 設	4,409	1.5	381	0.1
公共事業	760	0.3	5,234	1.1
ホテル	958	0.3	111	—
金 融	5,189	1.8	—	—
石油関連	19	—	3,346	0.7
その他	12	—	2,982	0.9
合 計	292,262	100	465,972	100

（出典）表3に同じ。

中東の外国人受入国は、石油収入の減少とともに、外国人労働者の制限と本国労働者の雇用確保を打ち出し、出稼ぎ労働市場の縮小は、参入するアジア人労働者の競争を激化させるとともに、賃金カット・渡航の自己負担など厳しい労働環境に変化していったのである。

2 インドネシア人の海外就労

インドネシア人労働者のアジア・太平洋地域への出稼ぎ労働は、表3のように、1980年代半ばから急増する（合法的就労のみのデータ）。表4で流出先の国別データ（これも公式データのみ）をみると、海外就労の中心はやはり中東であり、1969年～1994年の累計では55万人、62.9%を占める。80年代半ば以降は女性が6割～7割を占めているのも特徴的である。もう一つの特徴は、1980年代末からは中東の比重が低下し、労働力不足のマレーシア・シンガポールを中心に東南アジア間の移動が顕著となっていることである（中東を除くアジア各国への流出比率は、5ヵ年計画の第4期が17.6%、第5期が37.5%に増加）。

表5に海外就労者の職種別構成（1984年～1993年）を掲げたが、職種に家事サービスの比重が高いのは、中東（そのほとんどはサウジアラビア）での女性の家事労働（メイド）による

ものである。他のアジア人出稼ぎでは主に男性が建設労働に従事しているのに対して、インドネシア人の中東出稼ぎの特徴は、不熟練・低所得の労働が中心であり、女性が主要な労働の担い手になっていることである。それは、およそ次のような事情による。

インドネシア人の中東出稼ぎは、すでに他のアジア人の中東出稼ぎのピークが過ぎてから本格化したために、先発のアジア人労働者の職種に新規参入することは困難であった。ところが、家事労働への参入だけは比較的容易であり、それはサウジアラビアが現地人女性の雇用を禁じた（1980年）のに加えて、バングラディッシュやパキスタンが労働者保護のために女性の家事労働（メイド）としての海外就労を禁止し、フィリピンも制限（王族宅のみに）したことなどの事情と関連していた。さらに、イスラム教徒であるインドネシア人は、同じ宗教の中東アラブ人宅の家事労働で雇用される適応性もあり、また巡礼と結びついた就労は、中東の雇用者に敬虔なイスラム教徒として好まれたという事情もある〔Spaan : 1994〕（巡礼＝就労については後述）。こうして後発のインドネシア人出稼ぎにとって、家事雑業の労働市場では参入競争が比較的緩やかとなっていたのである。またアラブ人の雇用主にとって家事労働の需要は、石油

価格の低迷と直接的には連動せず、それゆえ家事労働の市場は、建設業ほどドラスティックな変化を被らなかった¹⁾。こうして中東での出稼ぎ労働市場が縮小した1980年代後半でも、インドネシア人はそれほど減少せず、女性のメイドを中心に、男性は自家用車運転手などの家事使用人として雇用されたのである〔Cremer : 1988〕。このように中東の労働市場の変化に制約されながらも、インドネシア人の中東出稼ぎが維持できた背景には、実は中東とインドネシアを結ぶ労働力移動の歴史的なネットワークが存在していたことが重要であり、後述するような労働力移動の社会慣行も看過すべきではないと考えられる。

更に、1980年代後半以降のインドネシア人海外就労の急増は、過剰労働力の雇用問題に悩む政府が第4次5カ年計画期（1984年～1989年）に入って海外就労を積極的に奨励したことも一因であった。第4次5カ年計画期の海外就労者の政府目標は22万5000人、第5次5カ年計画期（1989年～1994年）は50万と設定されたが、すでに第4期から目標を超過達成している〔Hugo : 1993〕。政府は、半熟練あるいは熟練労働者の海外進出に期待したが、実際は女性のメイドや男性の運転手のような不熟練・単純労働であった。

インドネシアでも、海外での合法的な就労には労働力省への届け出を必要としている。政府の海外就労奨励策に基づいて、公的には1984年に労働力省内に海外就労管理局（AKAN : Angkatan Kerja Antar Negara）が設置され、海外での就労の斡旋とデータ管理の整備を強化す

ることになった²⁾。しかし、海外就労者の労働力省への届け出は、実際には就労斡旋をする民間業者が代行しており（代表的なものに、IMS A : Indonesian Manpower Supplier Organization）、労働力省に認可された斡旋業者は、大小合わせると1980年代半ばに160社、1991年には247社に達している。この時期は、海外出稼ぎブームに乗って斡旋業者が急増し、いわゆる「移民産業」が急成長した時期である。

政府による海外就労の組織化にもかかわらず、労働力省が海外出稼ぎの実態の極く一部しか掌握していないことも周知の事実である。1980年代の海外出稼ぎの最大の流出先は中東であったが、流出者の中には正規の就労ビザを取得せず、メッカ巡礼を建て前とする巡礼ビザ（巡礼月のメッカ巡礼）やウムロ（umroh、巡礼月以外または他のイスラム聖地への巡礼、ウムラ〔umrah〕とも言う）ビザ、あるいは観光ビザで就労した者も少なくなかった（後述）。また、中東出稼ぎをはるかに上回る規模で非合法就

2) AKAN 設立時の規定によれば、海外就労者のリクルートは登録済みの求職者に限定され、候補者は労働力省の係官が選別、業者が労働者から直接斡旋料を取ることは禁止されている。候補者には職業訓練と事前のオリエンテーション受講が義務付けられ、労働保険として ASTEK 加入を条件とした。労働力省は、サウジアラビアの雇主にリクルート費用として男性870ドル、女性1350ドルの支払いと規定の最低賃金の支給を義務付けた（家事労働では月額165ドル）。ただし、これらの規定がどの程度遵守されているか疑わしい。また AKAN に登録している斡旋業者は出稼ぎ1人当たり150～200ドルの斡旋料を得ており、平均して年間1000人の出稼ぎ労働者を中東に送り込んでいる。家事労働の就労状態は、雇い主の恣意に依存する面が強く、1884年1月～1986年2月の間に出稼ぎ労働者がサウジアラビアのインドネシア大使館に訴えた就労上のトラブルは3600件にのぼる。訴えの内容は、長時間労働、契約違反の低賃金、賃金の遅配、女性労働者への性的虐待などであった〔Cremer : 1988〕。サウジアラビア政府は、外国人の家事労働の条件を出稼ぎ送り出し国と協力する意志はなく、あくまで内政問題としている。またインドネシア政府も、労働条件について積極的に介入しない対応であり、それは雇用者・労働者・仲介業者の3者の共同責任との方針をとっている。

1) 1984/85年のサウジアラビアへの出稼ぎ労働者400人のサンプル調査（ジャカルタの人材開発調査センター : RDCMD）では、78%が女性でその全員が家事労働のメイド、男性はほとんどが運転手、年齢別では77%が25歳～34歳、学歴は26%が未就学、63%が小学校のみの就学経験者であった。1986年の追加調査でも、大多数の出稼ぎはジャワ農村の出身で、何らの職業訓練を受けることなく渡航しているという〔Cremer : 1988〕。

労が拡大したのがマレーシアである。マレーシアへの出稼ぎは、非合法の仲介者・斡旋業者(チャロ [calo] とかタイコン [Taikong] と呼ばれる一後述)が介在して、大量の労働者を送り込んでいる。それ故、1980年代後半以降の海外出稼ぎブームは、公認の斡旋業者ばかりでなく非公認の斡旋業者が「移民産業」を成長させた時期でもある。

以下では、歴史的に形成されてきた仲介者・斡旋業者の社会的ネットワークに注目しつつ、非合法就労を含めて海外出稼ぎの社会慣行を中心にサウジアラビアとマレーシア・シンガポールでの就労について、やや詳しく検討してみる。

II 中東におけるインドネシア人労働者

1 巡礼＝就労の社会慣行

インドネシアと中東の関係は、アラブ・西アジア商人によるインドネシアのイスラム化以来、過去700年間に及ぶ。メッカ巡礼と結びついた中東との長期にわたる社会的ネットワークの形成が、現代の中東出稼ぎの背景を成している。

植民地時代、かつて支配者の一部に限定されていたメッカ巡礼の行事は、19世紀のうちに一般のイスラム教徒にまで広がりを見せた。とくに1869年のスエズ運河開設以降の定期船運航によって、19世紀末ごろから急増し、1920年代には年間5万人に達した。1930年代の世界恐慌から第2次世界大戦・独立戦争の時代は巡礼者も減少したが、1960年代には年間1万人規模にまで回復している。1970年代末になると飛行機による巡礼渡航が一般化し、政府による巡礼の組織化が本格化した。1980年には7万3000人が飛行機でメッカ巡礼を行い、1993年にはその数が20万人に達している。今日では政府が巡礼の一括管理の方針を強く打ち出しており、巡礼志望者は各地の管轄省庁に申請して、健康診断その他、様々なガイダンスを受けるとともに、指定の旅行代理店を通じて航空券や宿泊場所を決めることになる。

ところが、植民地時代から1960年代まで、巡礼は仲介業者＝シャイフ (shaykh, 元来はアラブ諸国の長老・族長・首長などの意、ここではアラブ人だけでなくハジ称号を有するインドネシア人の場合もある) の斡旋に強く依存しており、植民地政庁や戦後独立政府(スカルノ政権期)の直接関与しない巡礼がむしろ一般的であった。植民地時代にはシャイフによる巡礼資金の詐取などで巡礼者がアラブの地で奴隷に転落することも少なくなかったと言う。また、19世紀から聖地メッカにはジャワ人コミュニティが形成されていたことも知られており、その規模は明らかではないが、コミュニティの人々は仲介業を開いたり、巡礼衣装の縫製業や仕立業を営んだと言われる [Husson : 1997]。彼らが、アラブ人あるいはインドネシア人のシャイフと連携して、同郷の巡礼者を向かい入れていたことも想像に難くない。

イスラム教徒にとって特別の意味をもつ巡礼は、実は古くから中東出稼ぎと密接に結びついて、インドネシア人が社会的地位の上昇を志向するインセンティブとなってきた。宗教心の篤い農村＝地方社会はもちろんのこと、現代の都市社会でも、敬虔なイスラム教徒にとってメッカ巡礼を果たしハジの称号を得ることは一生の目標であると言っても過言ではない。しかも、ハジであることは地域・職場において尊敬の的であるから、巡礼は単に個人の内面的問題に止まらず、社会的ステータスの上昇をも意味する。それゆえ、人々は莫大な負債を抱えてもメッカ巡礼を果たそうとし、ここに債務契約的な海外就労が一つの労働慣行として定着する根拠がある。

一方、1970年代の資源ナショナリズムの高揚は、中東における就労機会を一層拡大した。中東産油国はオイルマネーによって産業構造の転換を図ったが、深刻化する労働力不足は外国人労働者によって補完され、前述のように非産油アラブ諸国ばかりでなく、南アジア・東南アジアからも大挙して出稼ぎ労働者が流入した。現

代インドネシアの人々にとっても、湾岸諸国はイスラム発祥の地としての吸引力と高給を稼げる土地としての魅力が結びついたのである³⁾。

合法的就労が過半を占めるといわれる中東出稼ぎでも、ハジまたはウムロの巡礼ビザや観光ビザで就労する非合法のケースが後を絶たない。合法的な手続きを経て就労ビザを取得し、中東での就労期間中に巡礼を実現できれば問題はないが、実際はこれが簡単ではない。ジャカルタでの筆者の見聞では、就労ビザの取得には、民間業者に委託しても長期にわたる煩瑣な手続き(少なくとも数ヶ月)が必要である上に、業者に支払う斡旋料の他に窓口役人が頻繁に要求するリベートに応じなければならない。こうした煩雑さと高額な斡旋料を避けようとするれば、比較的取得が容易な巡礼ビザ(あるいは観光ビザ)でさしあたり渡航し、巡礼後に中東あるいは移動ルートの途中(主にマレーシアあるいはシンガポール)で就労することになる。

このような巡礼(あるいは観光)を建て前とする海外就労の場合、就労の手配をする仲介者・斡旋業者が不可欠である。それどころか、積極的に非公式のネットワークを利用し、仲介者・斡旋業者から巡礼費を借入して巡礼＝出稼ぎに出かけることも多い。宗教指導者(キアイなど)が非公式の仲介をする場合もあり、インドネシア国内のイスラム寄宿塾(pondok pesantren)は中東出稼ぎの仲介ルートの中継点の一つとなっているとしばしば指摘されてきた[Spaan : 1994]。このように、聖職者が巡礼ばかりでなく「移民業者」と連携して中東出稼ぎを斡旋することもある。

非合法の巡礼＝出稼ぎのもう一つの中継点となってきたのがシンガポールである。これもシンガポールの歴史とともに古い。シンガポールでは、その建設当初からマレー系住民の中では

ジャワ人が最大の民族集団を構成している。19世紀～20世紀前半、インドネシア人のシンガポールへの流出の主要な動機は就労であったが、これとメッカ巡礼の願望は分かちがたく結びついていた。オランダ植民地政庁は東インドからの直接巡礼を制限していたので、19世紀半ば以降、毎年2000～7000人のインドネシア人がシンガポール経由での集団巡礼に参加していたと言われている。シンガポール経由の巡礼に拠れば、オランダ植民地政庁が義務づけたパスポートの取得や予防接種などの煩瑣な手続きも回避できたのである。このような就労と巡礼が不可分となった不法出国は、海外就労が政府によって組織化されるようになった現代でも解消したわけではない。

シンガポール・ルートは、ほぼ例外なく巡礼ブローカー＝シャイフの仲介に依存してきた。シンガポールのシャイフは、ジェッダまでの食事・宿舍・必要書類・旅程をアレンジし、サウジアラビアに着くとジェッダのシャイフ(またはその代理)に引き継がれ、聖地まで巡礼者をガイドする。シャイフはアラブ人とは限らず、巡礼経験者のインドネシア人がリクルートされることもある。シャイフは巡礼のコンダクターとして斡旋料を要求するだけでなく、巡礼志望者に渡航費や当座の生活費を前貸しし、その負債を高利で返済させるという、前期的な金融業も兼ね備えている。彼らもまた、イスラム学校の教師や農村の宗教官吏(naib, modin)と連携することがあり、巡礼＝海外就労に関する社会的ネットワークの組織者でもある。巡礼者(集団)が負債を期限内に完済できず、連帯責任でジョホールやシンガポールで債務労働者(orang tebusan)として就労するケースもある[Spaan : 1994]。このように、シャイフはリクルーターのネットワークを組織しつつ、シンガポールやマレーシアの農園主や企業家にインドネシア人労働者を斡旋するのであり、単に巡礼の斡旋業者＝金融業者であるばかりでなく、労働力の手配人でもある。換言すれば、巡

3) 例えばジャカルタのメイドは住み込み、3食付きで平均月給は12万ルピア、地方都市では5万ルピア程度であるが、サウジアラビアでは平均84万ルピアである(1995年)。

札の斡旋業者は、同時に「移民産業」の担い手なのである。

2 合法的就労の社会慣行

インドネシア人の中東での就労は、前掲表4のように1980年代半ばから急増し、サウジアラビアに集中しているが、その8割以上が若年女性であり、ほとんどは家事労働のメイドである。後述するマレーシアでの就労との相違は、合法就労が多くなったことであるが、しかし送り出し国であるインドネシア政府からは合法的扱いを受けても、就労先当該国の労働法の適応を受けておらず、いわば海外でインフォーマル労働に従事する出稼ぎ労働者となっている。メイドとして働くインドネシア人女性が、中東の男性雇用者から極めて隷属的な待遇を受けているとの報道もある(Kompas, 1 March 1990)。サウジアラビアでは、移民を制限し始めた1983年以降もインドネシア人労働者の流入は減少していない。インドネシア政府は、産油国間の外交関係を考慮してサウジアラビアでのインドネシア人労働者の待遇について公的な発言は控えてきた。若年女性のメイドとしての就労は、送り出し国から見れば合法的な就労でも、受け入れ国では雑業的労働市場に参入する不安定就業であることに留意すべきである。

インドネシア政府の合法的な手続きを経た中東就労では、リクルートのかんりの行程が公的に制度化されているが、それでも出発点と終着点は非公式の仲介者・斡旋業者による介入の余地がある。例えば地方農村の出身者ならば、農村での情報(就労先の労働環境、ジャカルタの民間業者や各種手続きに関する情報など)は地元の仲介者・斡旋業者に依存しており、またジャカルタの(合法)エージェントまでの移動も地方の業者に頼らざるを得ない。仲介者・斡旋業者に支払う報酬は1990年代初頭で20万~40万ルピア、全費用は100万~200万ルピアの高額になると言う。農村部の仲介者は地元の有力者(ハジの称号をもつ地方官吏や村長など)であり、

地方都市の斡旋業者とともに「移民産業」の末端を担っているのである。

中東就労者を仲介する地方有力者の典型的な事例として、筆者が東部ジャワの労働市場調査(1997年7月~8月)の際に知り合ったA氏を紹介してみよう。A氏はスラバヤ近郊のモジョクト県農村の出身で58歳(当時)、スラバヤの工業地帯でタイル製造の小規模な工場を経営しているが、彼は単に工場経営者であるだけでなく、出身地農村部からの中東出稼ぎ者をスラバヤの業者に斡旋する仲介業者(チャロ)でもある。A氏自身は、1970年代末にシンガポール経由でサウジアラビアに渡り、運転手の仕事やアラブ人シャイフの代理人(インドネシア人の巡礼=就労者の斡旋)の仕事を行なして資金を蓄え、メッカ巡礼も果たしてハジの称号を得た。帰郷してからは蓄えた資金でスラバヤの工場を興すとともに、頻繁に郷里の農村に帰って親族(地方有力者)からの情報で海外出稼ぎ者を募り、スラバヤの業者に紹介しており、出身地方の農村とスラバヤの出稼ぎ斡旋業者を繋ぐパイプ役を果たしている(スラバヤの業者が地方管轄省庁に代理申請する)。この仲介業による収入額は不明だが、おそらく同氏の最大の収入源であり、企業経営の資金源でもあるように思われた。A氏の仲介による中東就労者はジャカルタ経由の合法就労者であるが、地方農村ではこのような移動慣行のネットワークが働いてはじめて、就労者は合法就労のルートに乗ることができるのである。

こうして出稼ぎ者は、たとえ公式の就労ビザを取得して出国する場合でも、その出身農村からサウジアラビアの就労先まで、かなりの行程を斡旋業者の移動ネットワークに依存せざるを得ない。渡航に要する多額の費用や当座の生活費も、業者や雇い主の前貸しを受ける場合が多い。例えばメイドの場合、中東の雇用者からの前貸し金で渡航し、2年の就労期間のうちに給与で返済するとすれば、利息は300%~500%で50万ルピアの負債を数倍の額にして返済するこ

となるという⁴⁾。それでも非公式の移動慣行に依存するのは、斡旋業者による情報の独占(特に農村部)と、出身地において出稼ぎ労働者と仲介人の人格的依存関係(パトロン=クライアント関係)が介在しているからであろう。国際労働力移動が拡大する決定的要因は、「移民産業」の成長であると言われる所以である[Spaan : 1994]。

Ⅲ マレーシア・シンガポールにおけるインドネシア人労働者

1 マレー世界の労働力移動

インドネシアとマレーシア(歴史的にはシンガポールを含む)の間には、ムラユ人(ムラユ語)を源流とする人の移動の歴史的・多元的なネットワークが存在する。文化的同質性に基づく歴史的リンケージが、現下の労働力移動の背景を成す要因としてまず指摘されねばならない。

記録に残っているマラッカへのジャワ人の最古の移住が1612年であるから、ジャワ人のマレーシアへの移住は少なくとも400年前に遡る。マレー世界の人の移動は、かつてのムラユ語を共有するマレー系民族の居住領域の域内移動が、19世紀の植民地分割によって2か国間の移動に、さらに戦後はシンガポールが分離して3か国間の国際移動に形を変えたに過ぎないとも言えよう。それ故今日でも、マレー系諸民族の間では、ブミプトラ(現代インドネシア語ではプリブミ)としての歴史的な近親性が失われていないのである。

植民地期のマレー系諸民族の移動は、主にオランダ領インドネシアからイギリス領マラヤに向かった。移民の主力部隊は、最大民族のジャワ人の他に、移動する民として知られるブギス人、ボヤン人、ミナンカバウ人、バタック人、アチェ人などであった。彼らは、海峡植民地の時代には主にシンガポールに、1896年のマレー連合州の成立後はペラやスランゴールに、また20世紀に入ってから非マレー連合州のジョホールにも大挙して流入するようになった。ジョホールでの就労は、シンガポールとの地理的親近性(当時のシンガポールはジャワ人やボヤン人契約移民のリクルート・センター)や現地政府の農業振興策によるものである。ブギス人やスマトラ出身の諸民族の中には商業・貿易に従事した人々もいるが、大半はコーヒー農園やゴム農園での契約労働、あるいは米作とゴム栽培の小農として入植している。移動の動機は、単なる就労目的の他に、巡礼ルートの途中の資金調達も少なくなかったことは前述のとおりである。

1911年人口センサスでマレー半島在住のインドネシア諸民族を地域別にみると、ジョホール3万7000人を筆頭に、ペラ3万1700人、シンガポール1万7700人、スランゴール1万7100人となり、合計で11万7800人に達している(当時のマレー連合州の全人口は約270万人、マレー系人口は約150万人)[Bahrin : 1967]。戦前の労働力移動は1910年代～1920年代がピークであるが、この時期には南スラウェシや東インドネシア諸島からイギリス領北ボルネオ(現サバ)への流入も急増した。またマレー半島に流入したインドネシア諸民族の出身地別内訳が分かる1947年センサスによれば、ジャワ出身が18万9450人、南カリマンタン出身(バンジャル人)6万2400人、スマトラ出身(ミナンカバウ人とバタック人)2万6300人、バウエアン島出身(ボヤン人)2万400人、スラウェシ出身7000人となっている[Hugo : 1993]。また、1911～1957年の期間、マレー半島の中国人・インド人を除くマレー系住民に占めるインドネシア人比

4) 出稼ぎ者の送金額についても、信頼できるデータはほとんど存在しない。1983年～1989年の中東出稼ぎ者の本国送金額は、5億5200万ドル(うちサウジアラビアからの送金が5億3600万ドル)と報道されている(Kompas, 28 February 1990)。また1989年～94年の海外出稼ぎの全送金額は8億ドルとも言われるが、これには巡礼ビザや観光ビザによる就労者はカウントされていない。また、いずれも公的な金融機関を通して送金されているものに過ぎず、過小評価であることは言うまでもない。

率は15%前後で推移しているが、州ごとの偏差が大きく、シンガポールではこれが32%～42%、ジョホールでは25%～52%にもなる [Bahrin : 1967]。

戦後の1957年センサスによれば、マレー半島在住のインドネシア人は34万2600人で、同年にはインドネシア生まれのマレーシア国籍取得者が10万人に達している [Bahrin : 1967]。長期

表6 マレーシアにおける産業別外国人労働者 (1991年)

	全労働者数	外国人労働者	外国人比率(%)
農林業	1,835,000	550,500	30
建設業	456,000	319,200	70
非政府サービス	2,290,000	229,000	10
製造業	1,374,000	41,220	3
合 計	5,955,000	1,200,920	20

(出典) 表3に同じ。

表7 マレーシア・シンガポールにおけるインドネシア人労働者の産業別構成(1989-1992年、合法的就労のみの集計)

	マレーシア				シンガポール			
	男性	%	女性	%	男性	%	女性	%
農 業	54,022	98.5	20,336	96.9	—	—	—	—
鉱 業	46	0.1	—	—	—	—	—	—
製造業	227	0.4	207	1	13	0.2	15	0.1
公営事業	222	0.4	166	0.8	188	2.7	1,847	12.5
建設業	32	0.1	—	—	1	—	—	—
商業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	290	0.5	—	—	6,679	96.3	—	—
金融業	—	—	1	—	51	0.7	8	0.1
サービス業	32	0.1	282	1.3	3	—	12,909	87.3
合 計	54,871	100	20,990	100	6,936	100	14,779	100

(出典) 表3に同じ。

にわたる労働力移動の歴史は、単なる還流型の出稼ぎだけではなく、マレーシアへの定住も生み出しており、両国間の移動のネットワークは一層緊密化したとも言えよう。1963年からのマレーシア連邦成立を巡る両国間の対立は一時的に労働力移動を減少させたが、1970年代からの関係改善とともに再び移動は活発化した。

2 現代の不法就労と移動ルート

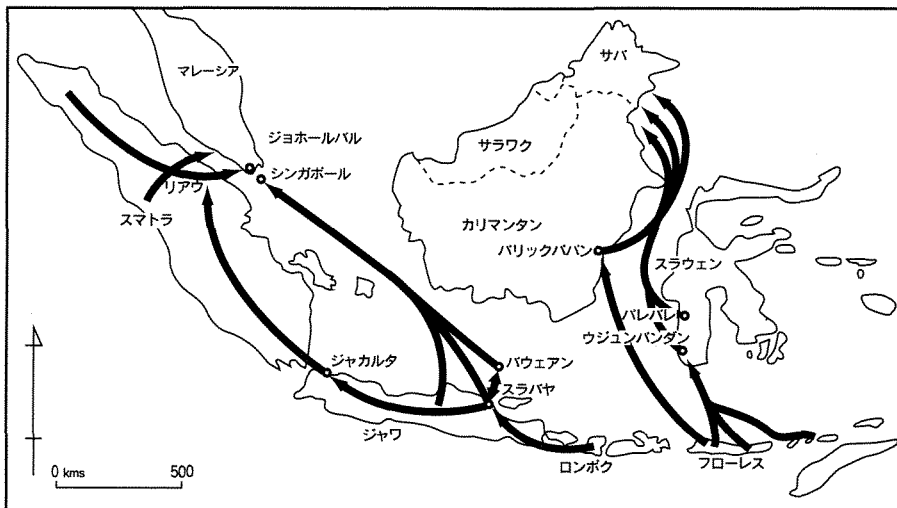
1990年のマレーシアの労働力人口約700万人のうち、外国人労働者はおおよそ120万人とみられるが、その約8割はインドネシア人である。マレーシアで就労するインドネシア人は、1981年時点で合法的なそれが1500人に対して不法就労が70万人、1990年で合法就労2万人に対して不

法就労100万人と推定されている⁵⁾ (Straits Times, 6 December 1990)。一方、ボルネオ(カリマンタン)の東マレーシアでも、不法就労者は1990年で推定50万～70万人である。1992年のKompasの報道によれば、サバ州のインドネシア人労働者は、合法が13万6000人、非合法が10万人で、そのうち約6万人が南スラウェシからの流入者で占められ、その他は東インドネ

アで就労するインドネシア人は13万人、インドネシアの移民局長官は1987年のマレーシアでの不法労働者を33万人と推定している。一方、マレーシア側でもいくつかの推定があり、マレーシア労働組合会議(MTUC)が1987年に実施した調査ではインドネシア人の不法就労者は100万人と推定、ジョホール州の労働委員会は1987年に50万人、民主行動党(Democratic Action Party)は80万～100万人と算定している。またHugo [1987]は少なくとも50万人と控えめな評価を下している。

5) インドネシア労働力省の発表では1984年にマレーシ

図1 不法就労者の移動ルート



シア群島からである (Kompas 13 Juli 1992)。サバ州は、フィリピンからの流入者も多く、人口の4割は不法就労の外国人労働者であるという。

表6はマレーシアの産業別外国人労働者の構成比を示したものである。同表は不法就労者を含む1991年推定値で示してあるが、建設業で70%、農林業で30%を外国人が占めていることになる。半島部では、都市部サービス部門の6割、プランテーション労働の9割を外国人労働者が担っているとの指摘もあり [Hugo : 1993]、極端な労働力不足に悩むマレーシアでは、不熟練・単純労働の労働市場に大量の外国人が流入していることは疑いなく、しかもその大半が不法就労者である。表7は、マレーシアとシンガポールで就労するインドネシア人労働者の産業別構成であるが、同表は合法的就労者のみの集計であり、事態の極く一部を反映しているに過ぎない。実際は半島部だけでも、23万5000人のプランテーション労働者のうち15万~16万人は不法就労のインドネシア人であろうと推定される (1990年)。政府の農村入植計画 (FELDA : Federal Development Authority) の下請労働では、契約労働者の6割はインドネシア人の不法就労者によって占められていると言われる。その他、都市部 (とくに首都クアラルンプール)

の建設業 (道路建設, ビル建設) でも、請負業者を通じてインドネシア人の若年男性が大量に供給されている。シンガポールでは、男性の合法就労が運輸業, 女性はサービス業に特化しているようにみえるが、実際は不法就労者が様々な都市雑業を担っている。シンガポールの外国人労働者は1980年時点でおおよそ17万5000人, 労働力人口の15%を占める。そのうちマレーシア人が約8万人 (毎日の通勤移動だけで1万2000人) である。一方、サバ州でも、合法・非合法併せて20万人以上のインドネシア人が、ココナッツ・パームオイル・ココアなどのプランテーションや森林伐採で就労している⁶⁾ [Hugo : 1993]。

不法就労が圧倒的多数を占めるのは、合法手続きで要する出国税や窓口役人への多額のリベート, 事務処理の遅滞などに煩わされることなく、既存の慣行化された移動ルートに乗って非公式の仲介人・斡旋業者を利用した方がはるかに簡便・低廉だからである。他方、受け入れる側マ

6) 1989年シンガポール貿易工業省が発表した国際賃金比較によれば、シンガポールの最低賃金は月額500~700シンガポールドル、同職種の労働でマレーシアは300シンガポールドル、インドネシア70~100シンガポールドル、フィリピン50シンガポールドルとなっている [Guinness : 1990]。

レーシアでは、若年層がプランテーションのような労働を「低賃金・低ステータス・重労働・汚い仕事」として忌避するため、とりわけ不熟練労働力の不足が深刻となっている。国内の労働力不足にも拘わらず、熟練・半熟練工のマレーシア人がより高所得を求めてシンガポールへ流出しており、シンガポールで不法就労するマレーシア人も少なくない [Hugo:1993]。こうして、シンガポールの労働市場では、製造業を中心にマレーシア人が、雑業部門を中心にインドネシア人が、それぞれ異なる労働市場に階層化して参入しているのである。

インドネシア各地からマレーシア・シンガポールへの労働力移動は、図1のように大きく2つのルートから成っている。マレー半島ルートと東マレーシアルートである。前者の主な送り出し地域は、東部ジャワ、バウエン島、北スマトラ（アチェ）、西スマトラ（ミナンカバウ）であり、その他に中部ジャワ、東インドネシア群島からも流出する。この移動には更に、マラッカ海峡を渡ってジョホールに入るルートと、東部ジャワからバウエン島を経由してシンガポール、さらにマレー半島に渡るルートがある。このルートにも、前述の中東出稼ぎと同様に、歴史的に形成されてきた仲介者・斡旋業者のネットワークが確立しており、マレーシアへの密出国は比較的簡単で合法出国より費用もかからない。ジョホール・パハン・ヌグリスンビランが主な就労先であるが、最近ではクアラルンプルのような都市部での就労も増加傾向にある。

後者の東マレーシアルートは、南スラウェシのパレパレ港経由か、あるいはカリマンタンのバリックパパンを経由してサバに入る。南スラウェシからサバへの移動は歴史的にも有名な海洋民族ブギス人の移動ルートである。

3 マレーシア・シンガポール両国政府の対応

1980年代に入ってマレーシアで不法就労するインドネシア人が急増すると、マレーシア政府は不法入国者の取り締まりを強化し、1985年に

は1万4277人のインドネシア人不法就労者を逮捕、1万2852人を送還した。翌年の1986年には1万3332人を逮捕、1万938人を送還している。また、ジョホール州政府は不法入国を斡旋したマレーシア人48人を逮捕し、不法労働者の雇用に厳しい罰則を課したと言う（2000リンギットまたは懲役6ヶ月）[Guinness:1990]。しかし、こうした取り締まりにも拘わらず、前掲表4のようにインドネシア人就労者は減少しなかった。その後、マレーシア政府は自国の労働力不足にも配慮して、当初の強制送還から限定的受け入れ、不法就労者の合法就労への転換措置というように、外国人就労者への対応を変化させていく。

まず1989年1月にはインドネシア人雇用の新計画を発表し、特に民間のプランテーション労働者についての規定を設けた。雇用者は250ドルを労働省に預託し（規定違反の労働者の送還費用）、労働力不足が承認された場合にかぎり3年限度（延長不可）で許可すること、労働者はインドネシアから直接リクルートするものとし、斡旋業者の仲介を認めないという内容であった [Guinness:1990]。ただし、このプランは新規のプランテーション労働者にのみ限定されており、他の職種や既に就労している者には適応されなかった。

さらに1990年、非合法で入国しているインドネシア人労働者の合法化プログラムを策定し、約13万人の労働者に特別措置を講じて合法化した。しかし、非合法のネットワークは依然として強力であり、合法就労の登録をした者は不法就労者の極く一部に過ぎなかった [Hugo:1993]。次の1991～1992年の外国人不法就労者の登録措置（92年6月を期限とする）では、インドネシア人31万1434人が登録しており、その職種の内訳は、建設18万3579人（58.9%）、プランテーション8万8743人（28.5%）、家事使用人3万9112人（12.6%）であった。この数値は、建設業にとりわけ不法就労の多いことを裏付けている。この登録措置で就労許可を得た者

は、5年期限での継続就労が可能となった。この結果、全体では37万4205人の外国人労働者が新たに合法的な就労許可を得たが、その83.2%がインドネシア人、その他はタイ人6%、バンラデッシュ人5.1%、ミャンマー人2.5%、インド人2.3%、パキスタン人0.5%であり、不法就労者のおよそ8割がインドネシア人との先の推定を裏付けるものとなっている⁷⁾ [hugo : 1993]。

不法就労者が絶えない理由として、マレーシア人経営者の人件費削減策にも言及しなければならない。合法就労者を雇用すると、経営者は労働者の所得税を負担する他、基本給の他にマレーシア人と同様の諸手当支給を義務づけられる。それ故、経営者の中には政府の合法登録に協力しない者も少なくない。政府は外国人労働者に過度に依存しないように、外国人労働者の雇用に際して経営者への課税を職種・職階に応じて年間1人あたり360~2400リンギットとしており、これが経営費を圧迫しているとも言われる [hugo : 1993]。

一方、シンガポール政府は、1980年代初頭、資本・技術集約の工業化戦略に沿って、労働集約部門で就労する不熟練・単純労働の外国人労働者を排除する政策を打ち出した。しかし、労働需要のバッファーとしての低賃金外国人労働者の需要から、1982年末には早々とこの政策を放棄し、1987年4月には新たに外国人労働者課徴金制度を導入している。これによって外国人労働者は、引き続き製造業・ホテル・建設業・家事サービスでの就労が認められた [リム編 : 1995]。

こうした措置によってシンガポールでは合法

就労の外国人が増加しているが、マレーシアでは上述の不法就労規制や合法化施策にも拘わらず、依然として外国人労働者の過半は不法就労者によって占められている。労働力不足国にとって外国人労働力の利用は、賃金上昇の抑制、景気変動の労働力調整、人的資本形成のコスト削減などの効果を伴うものである限り、容易にその規制が徹底するとは考えられない。逆に自国労働者との雇用機会・雇用条件の均等化が実現する可能性も、マレーシア・シンガポールでは今のところ期待できそうにない [Stahl : 1984]。

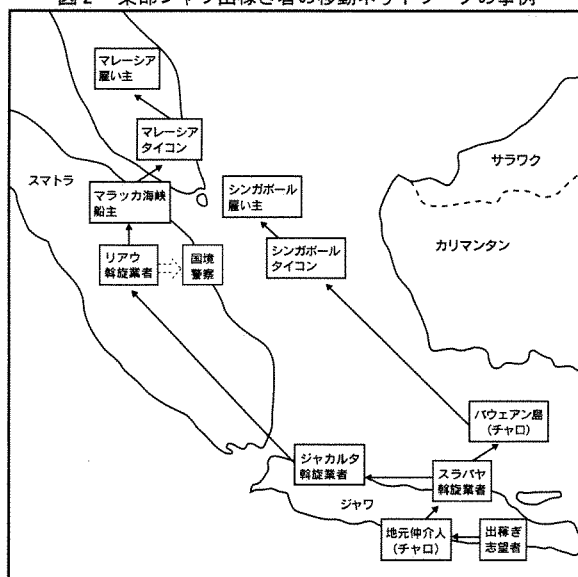
4 現代の移動慣行とチャロ=タイコン

既述のように、インドネシア人の海外不法就労が絶えない要因の一つに合法的手続きの煩雑さがある。例えば、地方農村から海外就労する者に対しては、村役場が発行する旅行許可状 (surat jalan) や警察の証明 (surat keterangan kelakuan baik) をはじめとして、パスポートとビザの取得に20種類以上の書類が必要であり、少なくとも4~6ヶ月を要する [Spaan : 1994]。こうした手続きの煩雑さに加えて、手続き期間に窓口役人に支払うリベートも多額であることや、何よりも合法的手段では目的の就労先に関する正確な情報が得られないことが問題である。仕事内容、賃金水準、職場環境とともに、出稼ぎ労働者にとっては就労先での人間関係がとりわけ重要である。同一の言語や生活習慣を共有できる仲間集団の存在であるが、こうした情報は非公式のネットワークに依存せざるを得ない。

Spaan [1994] は東部ジャワ農村の調査から、地元農村で海外出稼ぎ者を仲介するチャロの事例を紹介しているが、同論文によれば農村部で海外出稼ぎを仲介するのは、そのほとんどが村の有力者層である。例えば、あるチャロは村長を18年務め、メッカ巡礼の経験もあり、地主で小規模な農村工業・商業も営む。こうした農村のチャロたちは、海外出稼ぎの移動慣行を非公式に組織化する「移民ビジネス」の末端に位置

7) マレーシア政府は、1990年代に入っても合法化プログラムに応じないインドネシア人不法就労者の強制送還は続けており (1991年から始まった Operation Nyah), 91年には3万6000人の強制送還の実績をあげた。また1993年までに400万ドルをかけて9カ所に不法入国者の収容センターを建設している [Hugo : 1993]。

図2 東部ジャワ出稼ぎ者の移動ネットワークの事例



し、村民にサウジアラビアやマレーシアでの就労を仲介・斡旋しているという。地方農村からの出稼ぎ者のエージェントとして、前述の筆者の調査で紹介したA氏とほぼ共通した性格をもっている。

図2は、Spaan [1994] の調査を参考にして東部ジャワの農村からマレーシアに流出する出稼ぎ者の流路を概念図として示したものである。出稼ぎ志望者は、仲介人・斡旋業者の連鎖的なネットワークに依存して、就労目的地まで移動することになる。海外出稼ぎを希望する者は、まず親族・知人・村役人などを介して地元の仲介人と接触する。地元の仲介人は、手数料(Spaanの事例では2万5000ルピア、以下同様)を受け取って地方都市の斡旋業者に、出稼ぎ者を紹介する。斡旋業者と就労先での仕事内容について口頭で契約すると、業者には40万ルピアを支払う。スラバヤ、ジャカルタ、リアウと次々に斡旋業者に引き継がれ、交通手段と宿泊の手配が行われる。リアウの業者は、マラッカ海峡を渡る船を手配するとともに、地元の警察と港湾役人には検閲逃れのリベートも忘れない。マレーシアに着くと、マレーシア側の手配人＝タ

イコン（またはタウケーtaukeーとも言う）に引き渡され、就労先の雇い主まで案内させる。タイコンは出稼ぎ者から直接報酬を受け取ることもあるが、大抵は雇用主が労働者に前貸しを立て替える。就労先が建設業の場合は、タイコンが現場の下請業者に労働者を紹介し、請負人はインドネシア人親方＝マンドール (mandor) を指定して労働者の管理を任せる。マンドールには同郷出身の労働者の労務管理、賃金支払いを任せるのが通例である。こうしてインドネシアの特定地方の労働力が、マレーシアの特定の労働市場と結びつくのである。斡旋業者が要求する渡航費用の総額は、1991年で2000～3000リンギットほどになる。

このようにして、ジャワ農村の出稼ぎ労働者は、何人もの非公式の斡旋業者の手を経てマレーシアの就労先に行き着く。斡旋料の前貸しで高利の返済を強いられることもあるが、就労者には公的制度よりむしろ信頼されているという。業者による確実な就労情報、出身地での人間関係と就労先での同郷出身者の集団的労働、これらは移動する人々にとって不可欠の条件であり、しかも渡航手続きの簡便さと費用の節約が期待

できれば、いきおい不法就労が選択されるであろうことは想像に難くない。

次にもう一つ、Hugo [1993] に拠って、マレーシアへの出稼ぎが村の主要な収入源となっている事例（東部ジャワ・グレンシック県チャムブレジョ村）を紹介しておこう。

1977年、この村の出身で地方の宗教大学を卒業した若者が地元で職を得られず、バウエアン島からシンガポールに渡った大学時代の友人を頼ってシンガポールに入国、さらにコーズウェイを経てマレーシアでビル建設の工事人夫の職を得た。2年後、300万ルピアの稼ぎを持って帰郷し、家を新築し結婚。彼の「成功」は村の若者をマレーシア出稼ぎに駆り立て、彼自身はチャロとなって1979年～1984年に数千人をマレーシアに送り込んだ。1984年時点で、2624人の村の男性のうち1000以上がマレーシアで出稼ぎに従事、あるカンボン（集落）では80人の世帯主のうち75人はマレーシアで就労しているという。この村の例は、地元のマレーシア就労の情報ネットワークが比較的最近になって既存の移動ネットワークに接続した例であり、労働力移動の社会慣行が常に新たな要素を取り入れて拡張していることを想起させるものである。

以上、マレーシア・シンガポールに流入するインドネシア人労働者の歴史的経緯と就労の諸特徴を概観したが、次に送り出し地域と受け入れ地域の典型的な事例を取りあげて、やや詳細に労働力移動の歴史的経緯をみておきたい。

5 送り出し地域の事例——バウエアン島

バウエアン島は、マドゥラ島の北西に位置する小島であるが、男性のほとんどがマレーシア・シンガポールに出稼ぎすることで有名な島である⁸⁾。ここでは、海外出稼ぎが若い男性の通過儀礼になっていると言われるほどであり、別名

「女性の島」とも言う。現在の人口は7万人ほど、行政上はスラバヤ県下に属し、30のカルラハン（行政村）からなる。カルラハンの長はルラ（lurah）、バウエアンの人々は自らをバビアン人（orang Babian）というが、マドゥラ語語源のボヤン人（orang Boyan）として広く知られている [Vredenburg : 1964]。

同島の出稼ぎは、島のスルタンがパレンバンの影響でイスラムに改宗した17世紀初頭にまで遡る [Hugo : 1993]。出稼ぎ者の数値が確認できる最も古い記録では、1849年にシンガポール在住のボヤン人が769人（当時のシンガポール在住のインドネシア人4836人、シンガポールの全人口5万2891人）、1881年には2111人（インドネシア人1万人、全人口14万人）が滞在しており、これは現インドネシアの民族別ではジャワ人に次ぐ規模である [Bahrin : 1967]。

1958年センサスの島内人口は、男性1万8342人、女性2万9380人で、やはり女性が圧倒的に多い [Vredenburg : 1964]。一方、1957年のシンガポール在住のボヤン人は2万2000人、これが1980年には約7万人に増加しており、シンガポールのマレー系人口の約20%を占めている [Spaan : 1994]。

戦前はKPM（Koninklijke Paketvaart Maatschappij）の定期航路を利用して移動したが、戦後はブギス人やマドゥラ人の小型船の船長がシンガポール・マレーシア行きの非合法渡航を請け負ってきた。船長はシンガポールのタイコンから報酬を受け取るものであり、バヤン人の移民ではこのタイコンの役割（前貸しの闇金融も含めて）が依然として重要である。自前の資金で移動するバヤン人は1割程度に過ぎないという [Spaan : 1994]。

シアでの就労経験者が多く、出稼ぎ収入の多寡が島内所得格差の主因になっている。家屋の新築・改装、多額の教育投資、バイク購入によるオジェック営業などは海外出稼ぎ世帯の特徴となっている。出稼ぎの中心は環流型であるが、一部はマレーシアで永続的に就労していると言う。

8) Mantra [1999] によれば、東インドネシア群島に位置するロンボク島も海外就労者を多数輩出している島として知られている。とくに上層世帯はマレー

同島は、東部ジャワからシンガポール・マレーシアへの不法就労の中継点ともなっており、シンガポールだけでなく、マレーシアのペナン・スランゴール・ジョホールで就労するボヤン人も少なくない。マレーシアでの就労は、やはり現地のタイコンが組織しており、小型船での渡航費は1992年でマレーシアまで45万ルピア程度である。就労者は、情報・渡航費（前貸し）・移動船舶・就労先の居住宿舎などの点でタイコンに全面的に依存しており、不法就労の経験を積んだボヤン人がタイコンとなることもある。

歴史的にみて出稼ぎの端緒は、おそらくメッカ巡礼の旅路途上にあるシンガポール・マレーシアで巡礼費を稼ぐことであったと言われている [Vredenburg : 1964]。やがてシンガポール・マレーシアにボヤン人のコミュニティが形成され、就労先近辺に定住してバウエアン島へは短期帰省を繰り返す者も多くなった。Vredenburg [1964] の調査（ボヤン人172人のサンプル調査、1962年）によれば、出稼ぎの64%は知人との集団的移動、29%は親族との集団的移動であり、70%が20歳以下で移民を経験している（30歳を過ぎてから経験する者は皆無）。シンガポールに渡ったボヤン人は、ポンドック（pondok）に同村出身者とともに集団で居住する。ポンドックには郷里の村の名を付け、やはりルラを長とする。ポンドック内は家族用に細かく仕切られた部屋と、独身男性や客が寝泊まりする入口広間（serambi）に区分され、イスラム教徒の生活様式を維持している。つまり、郷里での村の生活様式がポンドックで再生するのである。ルラは少額の家賃を徴収して、水光熱費・税金などを管理する。各ポンドックは郷里の村と常時情報交換を絶やさない。シンガポールでの稼ぎは個人的な仕送りだけではなく、ポンドック単位での出身農村への寄金にもなる（モスクや宗教学校の建設・修復・維持費など）。ポンドックの住民は同職に就くケースが多く、ボヤン人のシンガポールでの職種としては運転手が知られているが、その他に港の荷役、客船

給仕、大工、家事サービスなど、ほとんどが都市雑業であり、シンガポールの所得水準で言えば下位に属する職種である [Vredenburg : 1964]。

6 受け入れ地域の事例——ジョホール

ジョホール州は、戦前からマレー半島で就労するインドネシア人の最大の流出先であった。1911年に3万7000人、戦後の1957年には11万3500人に達しており [Bahrin : 1967]、州人口のおよそ8～10%はインドネシア人の出稼ぎによって占められている。また多くのジョホール人の歴史的起源がインドネシア群島にあることも、よく知られた事実である。

ジョホールへの不法流入は、前述のようにインドネシア各地からリアウ州のいくつかのポイントを経て夜間にマラッカ海峡をボートで渡るか、あるいはシンガポールからコーズウェイ経由で流入する。斡旋業者に支払うジョホールまでの渡航費は200～500ドルだが、これも既述のようにジョホールの雇い主が労働者に前貸しとして用立て、賃金で決済する場合が多い [Guinness : 1990]。

ジョホールでの就労は主に、プランテーション、政府による農村入植計画（FELDA）の請負労働、建設労働の3つの職種であり、以下就労の要点を整理しておく。

第一のプランテーション労働では、経営者が直接雇用することは稀で、多くは請負人（親方）が外国人労働者を組織し、オイルパームなどの農園労働を指揮する。プランテーション経営者は、原則としてその労働条件に関与しない。したがって、労働者に何らの労働保障も与えられず、プランテーション経営者は請負人を使うことで不法労働者を使う責任を免れようとする。ジョホールのプランテーションではインドネシア人労働者の占める比率がとくに高く、Guinness [1990] が行ったプルントン（Plentong）地区の6つのプランテーションの調査では、50～75%がインドネシア人労働者で

あった。当地では、1970年代にプランテーション栽培がゴムからオイルパームへと転換するとともに、それまでゴム栽培を担ったインド系労働者がオイルパーム栽培の重労働を嫌って農園を離れ、代わってインドネシア人が就労するプランテーションが多くなった（ただし、オイルパームに転換後も外国人労働者を使用せず、引き続きインド系労働者を雇用しているプランテーションも一部ある）。またマレーシア人労働者の多くは、FELDA プロジェクトに応じて入植し小農経営に転換したり、州内の工業団地（例えばPasar Gudang）の建設業や製造業にシフトしていった。このような1970年代に進展した労働力の再配置の背後には、マレー系・インド系のマレーシア人とインドネシア人の賃金格差も存在する。因みに、プランテーション労働の日給は、マレーシア人8.5～10リンギットに対してインドネシア人は4～7リンギットである[Guinness : 1990]。

第二に政府入植計画。FELDA 計画の請負労働は1960年から始まっている。ジョホール州ブルントン地区のチャハヤ・バル（Cahaya Baru）計画でも入植者（マレーシア人農民）による密林伐採・住宅建設・植樹労働などを組織することが困難で、請負労働に依存することになった。請負労働者の過半はインドネシア人の不法入国者であり、地方都市を活動拠点とする中国人の請負業者（親方）に雇用される場合が多く、3～10年の請負契約を結んでいる。多くの入植計画地では、飲料水や医療設備もない粗末なバラック小屋にインドネシア人の同郷出身者が集団で居住しており、週給にして150リンギット程度の賃金である（1990年代初頭）。

第三に建設業。ジョホール州の建設労働では、マサイ（Masai）やブルントン地区の住宅建設にインドネシア人が就労している。建設労働者で特に有名なのは、上述したパウエアン島出身のボヤン人である。彼らはマレーシア人村落やスクオッター内で集团的に居住するが、やはり中国人の請負業者に雇用されており、日給は15

リンギット（1986年、マレーシア人は20リンギット）である。1987年、現地の建設労組の推定では、州内約36万人の建設労働者のうち、およそ半数はインドネシア人であるという。

以上3つの主要な職種の他に、ジョホールにおけるインドネシア人の就労では、少数であるが工場の雑役（Pasar Gudang の化学工場のブギス人労働者）、沿岸漁村での魚介類の加工、ウェイトレス、溶接工、各種屋台の行商などが確認されており、大抵はスクオッターとしてマレーシア人村落の周辺に集団で居住していると言う[Guinness : 1990]。

まとめにかえて——重層化した国際労働市場

小論では、インドネシア人労働者のサウジアラビア・マレーシア・シンガポールへ労働力移動を事例として、当該国労働市場における外国人労働者の参入の諸特徴について、とりわけ歴史的に形成されてきた国際労働力移動の社会慣行に着目しながら検討してみた。中東出稼ぎでは、イスラムの巡礼と密接に結びついた就労の吸引力が資源ナショナリズムの高揚で一挙に拡大し、出身地の仲介人やシャイフを媒介とする非公式の移動慣行に支えられて、インドネシア人労働力は中東の家事雑業の労働市場と連結していた。一方、マレー世界の労働力移動では、これまた非公式のチャロ・タイコンを媒介とする移動慣行のネットワークが歴史的に形成されており、現代では受け入れ国であるマレーシア・シンガポールにおける産業構造の高度化によって、労働力不足が深刻な不熟練・単純労働の底辺労働市場にインドネシア人労働力を吸引している。いずれにしても、非公式の組織的「移民ビジネス」を媒体として、移動の社会慣行が海外出稼ぎを現実化する重要なファクターであることは疑いない。

以上の検討を踏まえ、最後に労働力移動の国際化と各国労働市場の構造的関連について一言しておきたい。現代の国際労働力移動の全体像

を捉えるには、途上国から先進国の底辺労働市場への移動、つまり南北間の階層的労働力移動に止まらず、途上国間の重層化した労働市場も視野に入れて複眼的にみておく必要がある。それは、本稿の事例分析からも分かるように、途上国間の労働力移動が、参入する当該国労働市場の階層性・分節性に規定されて、特定の労働市場と密接に結合し、労働力の国際的な序列化を一層顕著にしているからである。この点を、シンガポール・マレーシア・インドネシアの3者関係で今一度確認しておこう。

1995年の最新データによれば、シンガポールの労働力人口は174万8000人、うち外国人労働者40万人、マレーシアは労働力人口806万人、外国人労働者170万人（うち不法就労者100万人）である〔日本労働研究機構（編）：1999〕。シンガポールで就労する外国人労働者は、先進国多国籍企業の外国人駐在員のような専門・技術職労働者と、マレーシア人を中心とする製造業労働者、インドネシア人やフィリピン人などのサービス業・建設業・家事雑業などに2分され、量的には後者が圧倒的多数を占める。シンガポール政府は、資本・技術集約工業化の段階から現在では金融・情報・経営管理に特化したハブ都市へ移行するために、一旦は労働集約部門で就労する外国人労働者を排除する政策を打ち出したが（1980年代）、しかし労働需要のバッファードとしての低賃金外国人労働者の需要からこの政策を放棄し、いまでは製造業・ホテル・建設業・家事サービスでの就労を外国人に認めている。例えば、建設業では外国人労働者が7割を占めると言われている〔Stahl：1993〕。こうして自国の高学歴・専門技術労働者の養成とともに、シンガポールでは労働市場の極端な2層構造が形成されている⁹⁾。

一方、既述のようにマレーシアの高学歴労働者は、プランテーション労働や建設労働を忌避

し、より上位の労働市場に参入するか、あるいは自国が労働力不足でもシンガポールへ流出する（推定15万人、うち毎日の通勤移動が2万5000人、1990年代初頭）。それ故、労働力不足が深刻な労働集約部門・サービス産業部門は、外国人労働者によって代替されることになる。「ビジョン2020」を目前にしてハイテク産業中心の産業高度化を目指すマレーシアは、外国人労働力の底辺労働市場への参入によって労働市場の階層性を一層顕在化させるとともに、自国労働力が国外流出することで労働力の国際的序列化の一階梯にも組み込まれている。

マレーシアに流入する外国人労働者の中心部隊がインドネシア人労働者であり、またシンガポールでも限定された底辺労働市場に参入していることは、小論で具体的に指摘したとおりである。このように当該3か国をみても、各国産業構造のあり方と労働市場の階層性・分節性に規定されつつ、労働市場の国際化が進展している。しかも、国際化した労働市場も序列化が顕著であり、労働力の移動は各国特定の労働市場に限定されている。かかる制約の下で、労働力の国際的な序列化と分業関係が顕現しているのである¹⁰⁾。

労働力の熟練形成と安定的な就労環境の形成にとって有益であると言えるのであろうか。政府は、過剰労働力の捌け口として海外での就労を奨励してきたが、期限付きで再雇用の条件もない海外就労や帰国後の雇用を保証しない短期雇用は、たとえ出稼ぎ者の送金で一時的に外貨を獲得したとしても、国内での労働者の労働権と就労保証の確保を先送りした弥縫策に過ぎないのではなかろうか。また国際労働力移動がこの国の労働界に積極的な意味を付与するには、海外就労の条件整備や海外での就労経験を活かした雇用対策が緊要であろう。

- 10) 海外就労が国内の労働市場の変動に与えた影響も重要な検討課題であるが、今回は資料・文献の制約からこれを果たせない。この点では、海外就労に伴う技能形成、出稼ぎ者の出身社会や家族関係への影響、教育投資や消費行動、国内労働力移動への影響など、多面的なアプローチが必要となる。

9) このような労働市場と労働力の序列化は、労働力送り出し国のインドネシアから見たとき、果たしての

参考文献

- 板垣雄三(編) [1990], 『中東パースペクティブ』 第三書館。
- サスキア・サッセン [1992] 『資本と労働の国際移動』 岩波書店。
- 日本労働研究機構(編) [1999], 『データブック・1999, 国際労働比較』。
- 林俊昭(編) [1990] 『シンガポールの工業化, アジアのビジネス・センター』 アジア経済研究所。
- 堀井健三 [1998], 『マレーシア村落社会とブミブトラ政策』 論創社。
- 宮本謙介 [1989], 「現代インドネシアの開発と不安定就業」 『東南アジアの開発と不安定就業』 ミネルヴァ書房。
- 宮本謙介 [1997a], 「開発と都市労働市場—ジャカルタ拡大首都圏の事例分析」 『経済学研究』 (北海道大学) 47-2。
- 宮本謙介 [1997b], 「ジャカルタ首都圏の労働市場と日系企業」 小林英夫他編『現代アジアの産業発展と国際分業』 ミネルヴァ書房。
- 宮本謙介 [1999a], 「開発と女性労働—インドネシアの事例分析」 『経済学研究』 (北海道大学) 第48巻第3号。
- 宮本謙介 [1999b], 「地方都市圏の開発と労働市場—スラバヤ都市圏の事例分析」 『経済学研究』 (北海道大学) 第49巻第3号。
- 宮本謙介 [2000], 「『成長の三角地帯』 とバタム島の労働市場」 『経済学研究』 (北海道大学) 第50巻第1号。
- 森田桐郎(編) [1987], 『国際労働力移動』 東大出版会。
- 森田桐郎(編) [1994], 『国際労働移動と外国人労働者』 同文館。
- リン・チャンヤー(編) [1995] 『シンガポールの経済政策上下』 勁草書房。
- ロビン・コーヘン [1989], 『労働力の国際的稼働』 明石書店。
- Abella, M. I. [1984], "Labour Migration from South and South-East Asia : Some Policy Issues", *International Labour Review*, Vol. 123, No. 4
- Bahrin, T. S. [1967], "The Growth and Distribution of the Indonesian Population in Malaya, *Bijdragen tot de Taal-Land-en Volkenkunde*, Vol. 123.
- Cremer, G. [1988], "Deployment of Indonesian Migrants in the Middle East: Present Situation and Prospects", *Bulletin of Indonesian Economic Studies*, Vol. 24, No. 3.
- Guinness, P. [1990], "Indonesian Migrants in Johor: An Itinerant Labour Force", *Bulletin of Indonesian Economic Studies*, Vol. 26, No. 1.
- Hugo, G. [1993], "Indonesian Labour Migration to Malaysia: Trends and Policy Implications", *Southeast Asian Journal of Social Science*, Vol. 21, No. 1.
- Husson, L. [1997], "Indonesians in Saudi Arabia: Worship and Work", *Studia Islamika*, Vol. 4, No. 4.
- Manning, C. [1998], *Indonesian Labour in Transition*, Cambridge University Press.
- Mantra, I. B. [1999] "Illegal Indonesian Labour Movement from Lombok to Malaysia", *Asian Pacific Viewpoint*, Vol. 40, No. 1
- Spaan, E. [1994], "Taikongs and Calos: The Role of Middlemen and Brokers in Javanese International Migration", *International Migration Review*, Vol. 28, No. 1.
- Stahl, C. W. [1984], "Singapore's Foreign Workforce: Some Reflections on its Benefits and Costs", *International Migration Review*, vol. 18, No. 1
- Vredenburg, J. [1964], "Bawean Migration, Some Preliminary Notes", *Bijdragen tot de Taal-Land-en Volkenkunde*, Vol. 120.